

平 成 2 0 年 第 6 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成20年第6回 箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成20年6月10日(火) 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所 第三別館 4階大会議室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君
委 員 長 職 務 代 理 者 小 白 石 裕 君
委 員 坂 口 一 美 君

1. 付議案件説明者

教 育 長 職 務 代 理 者	重 松 剛 君
教 育 次 長	森 田 雅 彦 君
教 育 推 進 部 長	奥 山 勉 君
子 ど も 部 長	井 上 隆 志 君
生 涯 学 習 部 長	
教 育 推 進 部 総 務 次 長	稲 野 公 一 君
兼 次 長(教育政策・学校管理担当)	
兼 教 育 政 策 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	若 狭 周 二 君
(学校教育・人権教育担当)	
兼 学 校 教 育 課 長	
教 育 推 進 部 次 長	森 井 國 央 君
(教職員・教育センター担当)	
兼 教 職 員 課 長	
子 ど も 部 総 務 次 長 兼 次 長	中 村 信 隆 君
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 長	
兼 子 ど も 家 庭 相 談 室 課 長	
生 涯 学 習 部 総 務 次 長 兼 次 長	黒 田 正 記 君
学 校 管 理 課 長	岩 永 幸 博 君
人 権 教 育 課 長	笹 川 実 千 代 君
教 育 セ ン タ ー 所 長	加 賀 康 弘 君
子 ど も 政 策 課 長	森 本 博 一 君
子 ど も 支 援 課 長	水 野 賢 治 君
幼 児 育 成 課 長	千 葉 亜 紀 子 君
子 ど も 部 専 任 参 事	津 田 善 寿 君
(幼稚園担当)	
子 ど も 部 専 任 参 事	荒 木 啓 雄 君
(債権担当)	小 川 衛 子 君
子 ど も 家 庭 相 談 室 専 任 参 事	小 西 敏 広 君
生 涯 学 習 課 長	河 原 弘 明 君
生 涯 学 習 課 参 事	
生 涯 学 習 部 専 任 参 事	大 浜 訓 子 君
(生涯学習事業担当)	江 口 寛 君
中 央 図 書 館 長	吉 田 卓 司 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 課 担 当 主 査	高 橋 勝 代 君
教 育 政 策 課	森 貴 美 君

１．議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件
- 日程第 3 箕面市体育指導委員委嘱の件
- 日程第 4 箕面市立学校の敷地変更の件
- 日程第 5 箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例
の施行期日を定める規則の制定要請の件
- 日程第 6 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市立学校用教科用図書選定委員会規程制定の件
- 日程第 8 箕面市立学校用教科用図書選定委員会に対する諮問
の件
- 日程第 9 箕面市日本語指導支援事業実施要綱制定の件
- 日程第 10 平成 20 年度（2008 年度）箕面市立幼稚園の学校
歯科医委嘱の件
- 日程第 11 平成 20 年度（2008 年度）箕面市保育所嘱託医委
嘱の件
- 日程第 12 箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件
- 日程第 13 箕面市教育委員会所管に係る平成 19 年度箕面市一
般会計補正予算（第 8 号）の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会所管に係る平成 20 年度箕面市一
般会計補正予算（第 1 号）の件
- 日程第 15 平成 20 年第 5 回箕面市教育委員会定例会会議録の
承認を求める件
- 日程第 16 教育長職務代理者の報告

（午後 2 時 30 分開会）

○委員長（小川修一君）：ただ今から、平成 20 年第 6 回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は 3 名で、本委員会は成立しました。

○委員長（小川修一君）：それでは、日程第 1、「会議録署名委員の指

定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

○委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第34号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部生涯学習課参事に求めます。

○生涯学習課参事（河原弘明君）：本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会の委員の任期が平成20年6月14日をもって満了することに伴い、新たに委員を任命する必要があるため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条及び第4条第1項の規定に基づき提案するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：メンバーの中で関係市民が2人いますが、この方々はどのような方ですか。

○生涯学習課参事（河原弘明君）：1名は箕面駅近辺にお住まいで、昔から箕面山のニホンザルについて詳しい方です。もう1名は、止々呂美にお住まいの方で止々呂美地区にサルの被害が出たので、地元の方の意見をお聞きするためお願いしました。

○委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第34号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第35号「箕面市体育指導委員委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。

○スポーツ振興課長（吉田卓司君）：本件は、箕面市体育指導委員の任期が本年3月31日をもって満了したことに伴い、新たに委員を委嘱する必要があるため、スポーツ振興法第19条及び箕面市体育指導委員に関する規則第4条第1項の規定に基づき提案するものです。なお、3月31日の期間満了以降、今回の教育委員会会議での提案となりましたのは、平成20年度、21年度の委員の候補推薦に当たっては、本市のスポーツ振興計画に示しているとおり、各小学校区及び学識経験者から選出することとし、小学校区選出候補の推薦に当たっては、各小学校長並びに地域の教育団体を統括する各小学校区の青少年を守る会会長から推薦いただく方式としたため、人選に時間が必要となったためです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、議案第35号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第4、議案第36号「箕面市立学校の敷地変更の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校管理課長に求めます。

○学校管理課長（岩永幸博君）：本件は、桜保育園の建設にあたり、北側の市有道路が、箕面市まちづくり推進条例施行規則第4条の規定に基づき、6メートル道路に拡張されることを受け、接道する箕面市立西小学校南側部分についても小学校敷地を後退、その一部を公衆用道路として市長事務部局に移管し、敷地が変更になるために提案するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：西小学校の校庭の一部が移管されていますが、学校の教育活動に支障は出ませんか。

○学校管理課長（岩永幸博君）：元々、石垣になっていた部分を若干後退しました。西小学校の面積は23,315㎡でしたが、減ったことで23,082.55㎡になりましたが、特に教育活動に支障はありません。

○委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第36号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第5、議案第37号「箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定要請の件」及び、日程第6、議案第38号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」は関連案件ですので、一括審議することにしたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認め、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

○子ども支援課長（水野賢治君）： 議案第37号については、平成20年度から箕面市立止々呂美小学校において学童保育を実施するための、箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例が平成20年第1回箕面市議会定例会において、去る平成20年3月26日に可決されましたが、当該条例の施行期日について、市規則において定めることとなっていました。箕面市立止々呂美小学校での学童保育の実施日を平成20年7月10日とするため、箕面市学童保育に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定を市長に要請しようとするものです。また、議案第38号については、箕面市立止々呂美小学校における学童保育室の名称及び定員を定めるため、本規則の一部改正を提案するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第37号及び議案第38号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第7、議案第39号「箕面市立学校用教科用図書選定委員会規程制定の件」及び、日程第8、議案第40号「箕面市立学校用教科用図書選定委員会に対する諮問の件」は関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（若狭周二君）： 議案第39号については、箕面市立学校用教科用図書採択事務を適正に行うため、本規程の制定を提案するものです。また、議案第40号においては、平成21年度から使用する箕面市立小学校用教科用図書の採択事務を厳正に行うため、箕面市立学校用教科用図書選定委員会規程の第2条の規定に基づき提案するものです。

○委員（白石裕君）： 規程第3条の選定委員ですが、教科書とは、かなり学問的に論争のある内容を含んでいることが多いです。その場合に、学識経験者が全ていいとは思いませんが、それぞれの学問体系があって、それについて適正なコメントが出せる人が必要なのではないかと

思うのです。ですから、選定委員の中に学識経験者が入らなくていいのでしょうか。また、教科書審査というのは、厳正に行わなければならないものですね。その意味では、選定委員がオープンになるのは好ましいことではないのではないかと思います。どなたが選ばれて、どのような形で教科書を選ぶかということは、ある意味わからない形で行われた方が、厳正に行われるのではないかと思います。そういう意味で選定委員が選ばれた場合、委員が公表されるのかどうか、また、会議等についてもおそらく公開ではないと思いますが、非公開にするのかという点についても教育委員会がしっかり連絡をしてもらうことが前提だと思うのですが、その点どうなっているのか、2点伺います。

○学校教育課長（若狭周二君）： 1点目の委員についてですが、大阪府教育委員会の通知「教科用図書選定委員会運営要領」の「採択事務に関する基本事項」で、委員については、教育委員会事務局のメンバー、管内義務教育諸学校の校長及び教員、市立の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者のうちから任命又は委嘱した委員によって組織することと示されています。本市では、校長会代表が1名、教頭会代表が1名、箕面市教育研究会代表の校長が1名、保護者が1名、教職員代表2名、事務局2名の以上8名で構成します。学識経験者についてですが、選定委員の中に選定調査員を入れて、各教科ごとに4名選んでいますので、その方々に、種目ごとに意見やその教科書の良いところや課題を調査していただいて、それを選定調査員全体会、調査員会議、選定委員会という3段階で適正な教科書を選定することとなっています。2点目は、公正なる教科書の採択をするようにとの通知があり、それを踏まえて、我々教育委員会としては厳正なる採択を進めるところです。また、メンバーについても非公表ですが、これについては、適正なる採択をしていくことが前提ですので、委員のご心配を重々に周知しながら、適正に行いたいと考えています。

○委員（坂口一美君）： 第5条の規定によると、選定調査員は「箕面市立学校の校長若しくは、教員又は教育委員会事務局職員の中から」となっているので、学識経験者とは違うと思うのですが。学識経験者が入ってこないようですが、その必要でない理由は何ですか。

○学校教育課長（若狭周二君）： 教科書については、国の検定があり、その後文部科学省が教科書目録を作り、大阪府を通じて本市に配布されます。その中の教科書から我々は選定しますので、学識経験者の知恵をお借りしなくても実際に現場で使う先生方に調査員として調査し

ていただいた結果の方がより有効だと考えるからです。

- 委員（坂口一美君）： 選定委員の中に保護者の立場の方が入っています。私も平成16年に選定委員として関わった経験があるのですが、この選定委員会は難しくて、保護者の立場で採択するのは非常に難しいと思います。ですから、不慣れな保護者に対しての説明やそれをするように行っていくのか教えてください。
- 学校教育課長（若狭周二君）： 選定委員には調査員が調査した資料を丁寧に説明します。今回に限っては、前回の採択の際に用いた資料を適宜利用するなどして簡略化することができますので、保護者の方には前回用いた資料を説明することとなっています。
- 委員（坂口一美君）： 平成16年度の時も同じように説明していただいたと思うのですが、期間も短いこと、また、この時期は、PTAの役員になってすぐくらいの時期ですので、右も左もわからないままにそれをうなずくしかない状況がありました。ですから、もう少し丁寧にご説明いただけたらありがたいと思いますし、できれば、学識経験者は私も入るべきであったと思います。
- 委員長（小川修一君）： 坂口委員の危惧されているところをよく汲み取って、事務局としてこの採択については、丁寧に対処することが必要だと思いますが、どうですか。
- 学校教育課長（若狭周二君）： 丁寧な説明については、坂口委員の前回の経験をお聞きしましたので、この点は十分に踏まえて、対応します。また、学識経験者の件については、今後の参考とさせていただきます。
- 教育推進部長（森田雅彦君）： 教科書選定については、箕面の子どもたちにとってよりふさわしい教科書を選んでいくためにこのような組織を立ち上げ、教育委員会の諮問を受けて、選定作業をしていただきます。いろいろとご意見いただいた点も踏まえて選定にあたっていきたいと思います。なお、今回については、学習指導要領の改訂がありますので、本来なら、小学校分を選定していただくのですが、今回は、平成17年度から使用してきた教科書を再度継続して選定する作業を行うことになります。また、組織の問題ですが、教育委員会からの諮問を受けて、その組織でいろいろと調査・研究をしていただきます。調査員については、実際に子どもたちの指導にあたっている教員が3名、それに管理職1名が入って、4名で構成します。これは、各教科ごとに行います。実際に見本本を全て見て、大阪府からいただいた観点別に評価をして、それをまとめたものを資料として、選定委員会に

提出します。選定委員会では、校長会、教頭会、市教研だけでなく、公正かつ適正に採択するためP T Aの保護者代表にも入っていただきます。選定委員会で各々の教科書の良い点をまとめ、教育委員会に答申いただき、教育委員会委員で最終決定をいただくものです。

○委員長（小川修一君）：今年度の場合は、4年目を終えて5年目になるので、本来であれば改訂の年になるのですが、指導要領改訂の関係で、そのまま1年使用するかどうか、あるいは、使用している教科書について選定委員会で審議するということですね。

○委員（白石裕君）：関連ですが、学習指導要領については、賛否両論があって、生きる力から確かな学力への移行ですね。その中で教科書自体の内容を出版社が変えているということがありました。「確かな学力」として発展的な学習を入れている教科書を使用しているところが多いと聞きました。途中で教科書の内容が変わって、教科書会社によりレベルの高い教科書を出版したのだと思うのですが、箕面市の中でもこのような教科書を使っているのですか。

○学校教育課長（若狭周二君）：全ての教科書でそのような要素は入っています。

○委員長（小川修一君）：他に、ないようですので、議案第39号及び議案第40号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第9、議案第41号「箕面市日本語指導支援事業実施要綱制定の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部人権教育課長に求めます。

○人権教育課長（笹川実千代君）：本件は、従前、教育長訓達により実施してきた事業を今回、教育委員会訓令とするため、提案するものです。本市の箕面市立の小中学校に通学する日本語の理解が困難な在日、帰国等の児童・生徒に対して、授業中の日本語通訳と授業中や放課後を利用しての日本語教室の2つの事業を行ってきました。また、その保護者に対しては、必要に応じて、個人懇談や説明会等での通訳事業を行ってきました。通訳ボランティアについては、箕面市国際交流協会や学校独自で探したボランティアを市から派遣することで進めてきましたが、近年、近隣市の状況を見ても、今の単価ではボランティアが集まらずに派遣できないとも言われています。また、通訳を含む日本語指導を学校では行

っていることから、本事業を通訳を含む日本語指導に一本化し、その目的、指導のあり方や実施期間の見直しを行うために提案するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員（白石裕君）： このような事業は大変必要なものだとして理解した上で質問します。１点目は、日本語の理解が困難な方とは、国別では、どのようなになっているのか。２点目は、第４条で３ヶ月の指導となっていますが、指導の効果の面では短いと思うのです。予算があるので、難しいとは思いますが。３点目は、通訳と日本語の指導はトレーニングが必要だと思います。誰でも行えるわけではないと思います。お願いする際には、資格を持った方を選ぶのか、それとも、教えながらトレーニングをするのか。３ヶ月だったら不可能かと思いますが。

○人権教育課長（笹川実千代君）： 昨年度の日本語指導の対象者ですが、小学校で７名、中学校が６名でした。言語別ですが、ペルシア語、韓国語、ロシア語、スペイン語、インドネシア語、英語、中国語の７カ国語です。子どもたちが入学する際に人権教育課と学校と本人と通訳の４者で話をしながら進めていきます。本年度は、５月現在で小学校２名、中学校３名で、インドネシア語、ロシア語、フランス語、中国語になっています。そのように多言語に亘りますし、学校も複数の学校になりますので、国際交流協会を通じて通訳ボランティアをお願いしています。通訳ボランティアについては、大阪府の事業として、教育サポーターの研修制度があります。これを受けている方もいますし、国際交流協会主催の多言語ボランティアとして研修を受けている方もいます。学校の人材バンクに登録いただいている方として、かつてその学校に指導の必要があったときに関わっていただいた地域の方もいらっしゃるって、学校現場の様子があった上で、指導していただけることをお願いしています。また、３ヶ月という期間は、学校生活で必要な日常会話が習得できたかどうかくらいなのですが、授業の方法、例えば、辞書の引き方など、その後につながっていくようにお願いしています。

○委員長（小川修一君）： 他に、ないようですので、議案第４１号を採決します。本件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第１０、報告第２１号「平成２０年

度（２００８年度）箕面市立幼稚園の学校歯科医委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育課長に求めます。

○学校教育課長（若狭周二君）： 本件は、平成２０年第３回箕面市教育委員会定例会後に事態があったため、社団法人箕面市歯科医師会より平成２０年度（２００８年度）箕面市立幼稚園に係る学校歯科医の変更依頼があり、学校保健法第１６条第３項の規定に基づき、委嘱する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第２１号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第１１、報告第２２号「平成２０年度（２００８年度）箕面市立保育所嘱託医委嘱の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども部幼児育成課長に求めます。

○幼児育成課長（千葉亜紀子君）： 本件は、箕面市立箕面保育所の嘱託歯科医が欠員となったことに伴い、新たに歯科医を委嘱する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、６月１日付けで委嘱したため、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第２２号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に、日程第１２、報告第２３号「箕面市教育委員会事務局職員の分限休職処分の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（稲野公一君）： 本件は、かねてから病気療養中の職員の分限休職期間が去る６月７日をもって満了しましたが、主治医から引き続き療養する旨の診断書が提出されたため、地方公務員法第２１８条第２項第１号の規定により、分限休職処分を発令する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第６条第１号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第２項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第２３号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に、日程第１３、報告第２４号「箕面市教育委員会所管に係る平成１９年度箕面市一般会計補正予算（第８号）の件」及び、日程第１４、報告第２５号「箕面市教育委員会所管に係る平成２０年度箕面市一般会計補正予算（第１号）の件」は関連案件ですので、一括審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することとします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

○教育推進部総務次長（稲野公一君）： 報告第２４号については、国庫補助金等の確定に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成１９年度箕

面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。なお、本件は、去る平成20年3月31日付けで、市長が専決処分されています。また、報告第25号については、平成20年度当初予算編成以降に確定した国・府からの委託や事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成20年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項及び箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則第6条第1号の規定により、教育長職務代理者が臨時に代理しましたので、箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第24号及び報告第25号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に、日程第15、報告第26号「平成20年第5回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

○教育推進部総務次長（稲野公一君）： 本件は、去る5月13日に開催されました平成20年第5回箕面市教育委員会定例会会議録を作成したので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

○委員長（小川修一君）： この件に関して、質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、報告第２６号を採決します。本件を報告どおり承認することに異議はありませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第１６、「教育長職務代理者の報告」を議題とします。教育長職務代理者 教育次長に報告を求めます。

○教育次長（重松剛君）： （議案書８１頁により報告）

◎第６０回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会について

５月１５日から１６日までの日程で、香川県高松市で開催されました。協議会の平成１９年度の歳入歳出決算、平成２０年度歳入歳出予算について提案され、いずれも承認されました。文部科学省の審議官から教育振興基本計画の答申についての説明がありました。記念講演としては、直木賞作家の芦原すなお氏の講演がありました。研究大会では、長浜市、島原市、長野市の発表がありました。

◎平成２０年第２回箕面市議会定例会について

６月２日から６月２４日までの会期で現在開催中です。６月５日に開催された文教常任委員会での質問事項ですが、教育推進部として、「教育委員会活動の評価制度」については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条の規定に基づき、お二人の評価委員にお願いして、教育委員会活動を評価していただき、９月議会で報告する流れを説明しました。「スクールソーシャルワーカーサポーター」については、２名の配置を予定しており、その補助金などについての質問がありました。「彩都小中一貫校の設計の進め方」については、平成２３年４月に開校予定の彩都地区小中一貫校の設計などをどのように進めるかについて、母体となる学校がありませんので、市教研や校長会、教頭会などに協力を求め、また、色々な職種の方もいますので、プロジェクトチームを作って、設計にあたる旨の説明をしました。「携帯電話やインターネットにおける情報モラル」については、学校裏サイトによるいじめについて、箕面市の状況はどうかとの質問に、情報モラルについての取組の説明を行いました。「第一中学校改築工事に係るシックスクール対策」については、これから工事にかかりますが、今のプレハブ校舎の対策や今後についてのシックスクール対策については、丁寧な対応を行っていると回答しました。子ども部においては、「箕面保育所の駐車スペース」について、箕面保育所の民営化の問題もありますが、特に箕面保育所は、送迎時の駐車場スペースがないので、それについて、今後どのように考え

ていくか。周辺の敷地を見ながら、抜本的な対策をしなければならない状況になっていることを説明しました。「学童保育の延長保育」については、ニーズと現実の比較、あるいは、午後7時以降の迎えはないかとの質問があり、延長保育については、ほぼニーズどおりに動いている状況であると説明しました。生涯学習部は、もみじだよりの最後のページに「箕面に足跡をしるした有名人」のコーナーがあり、5月号では松尾芭蕉、6月号では織田信長、7月号では夏目漱石を取り上げる予定ですが、これについては、反響がなかなかよいので、終われば何らかの形で、1冊にまとめてはどうかとの要望をいただきました。

◎教育推進部の行事について

13日に小中一貫教育推進連絡会があり、本日、第四中学校区と第六中学校区を見ていただきましたが、その下地となる推進連絡会を開催しています。26日に、止々呂美小中一貫校開校等検討チームの会議がありましたが、とどろみの森学園が開校したことに伴い終了とし、今後は、止々呂美地区での幼保施設をどのようにしていくかを検討課題にしていくことで、小中一貫校開校等検討チームについては、内容を変更することになりました。

◎子ども部の行事について

19日に子ども育成推進協議会が、新たに出発しました。23日と25日には、青少年海外体験交流事業面接審査があり、今年も15人の中学生がハット市に7月末に出発することになっています。

◎生涯学習部の行事について

23日に大阪府公民館振興協議会定期総会として、大阪府の公民館職員が集まり、箕面市で定期総会が開催されました。同日に箕面市PTA連絡協議会理事総会が開催されました。25日には平成20年度みのお市民大学開校式が開催されました。これは、今年度からの事業で、防災ボランティア学部や箕面学部、緑化ボランティアリーダー学部と3つの学部で100人あまりの応募がありました。この開校を記念して、大阪大学副学長の武田佐知子さんにお越しいただき、大阪大学に新設された大阪大学21世紀懐徳堂と大阪の文化についての講演をいただきました。また、第52回春季市民体育大会が続行中です。

○委員長（小川修一君）： この報告に関して、何か質問、意見等はありませんか。

○委員（白石裕君）： 全国都市教育長協議会定期総会の教育研究部会で教育振興基本計画とありますが、これはどのような内容だったのですか。もっと予算を要求するようにとの声もありますが、そのようなこ

とだったのか。また、学校支援地域本部とは、どのようなものなのかを教えてください。

○教育次長（重松剛君）：まず、教育振興基本計画ですが、4月に中央教育審議会から答申が出されました。何が問題点になっているかですが、文部科学省と財務省の間で答申された内容のデータが違うということです。文部科学省は、日本では教育に対する公的な財政支出が3.5%である。ところが、OECDの財政支出は平均5%である。その差がありすぎるので、日本も教育費として公的財政を5%投入しようというデータです。ところが、財務省は、日本は少子化が進んでいる中で、一人あたりの子どもにかけている教育費については、十分OECD並みである、と見解が分かれており、結果、新聞の論調などにあるようにどちらかといえば、財務省が寄り切っている様な状況です。この教育振興基本計画は非常に体系化されていると思いますが、まだ閣議決定されていないのが現状です。中身については、主として学校教育についてですが、生涯学習から学校教育をどう包み込むかについても少し触れられています。主として振興基本計画は今後10年間を通じて目指すべき教育の姿をにらんで、まず前半5年間に計画的に取り組むべき施策を75の事業実施項目として列挙しています。これが教育振興基本計画で、この中に出てくるのが学校支援地域本部です。これは、教職員が子どもと向き合う時間を拡充することも含め、今後、学校の教職員だけでなく、今まで以上に学校の中にボランティアが入って、子どもたちを教育する環境を作らなければならないとして、学校と地域を結ぶコーディネーター役が必要であるとして、今年度、文部科学省は、地方自治体の数と同じ1,800カ所、各地方自治体に一つは作るとして、最高200万円までの補助金を出すために、50億円の予算を用意しています。これを使ってくださいという内容ですが、まだ非常にアプローチが弱く、申請が少ないので、どんどん利用してくださいと言っています。学校と地域の間のコーディネーターとして、PTAや青少年を守る会、青少年指導員などの集合体を作り、そこから学校にボランティアを派遣する。そのコーディネーター役、事務局的なものを各校区に作っていくとして、箕面にも下地はあると思うのですが、なかなか文部科学省の学校支援地域本部に合致したスタイルはないので、箕面はまだ手を挙げていない状況で、今後対応いたします。

○委員長（小川修一君）：他にないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案 8 件、報告 6 件は、全て議了しました。

○委員長（小川修一君）： 世界的にも悲しむべき事象として、中国で発生した四川大地震では、6 万人を超える方が死亡し、行方不明者もまだ 2 万人以上おられると報道されています。また、多数の子どもたちが犠牲になったとのこと。日本も世界的に言えば、地震国の一つだとよく言われます。いつこのような災害が降りかかってくるかわかりません。それに対する対応策を打っておかなければ、子どもたちに降りかかる不幸を免れることはできないと思います。ただ地震については、いきなりどのような形で来るのか計り知れないところがありますが、できる限りの対応策を教育委員会としても子どもを守る立場から、必要性を強く感じた今回の出来事だったと思います。そこで、今日は学校施設の耐震化の取り組みについて確認したいと思います。箕面市の耐震化に対する取り組み状況について説明してください。

○学校管理課長（岩永幸博君）： 本市では、これまでも耐震化に取り組んで来ましたが、平成 17 年 6 月に「市有建築物保全計画」を策定し、学校については今後 10 年間は大規模改修を凍結し、施設の耐震化を最優先に取り組むこととしました。また、当初の予定ではこの計画に基づき、耐震補強工事の時期から逆算して、耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事を年次的に実施していくこととしていました。しかし、国から早急に耐震診断を実施するように強い指導があり、平成 18 年度はまず、災害時に市民が避難される場である体育館の耐震化を優先して、残っていた 6 校の体育館と 4 校の校舎の一部の耐震診断を実施しました。結果、第一中学校で建て替えを必要とするという予想外の結果が出ましたので、平成 19 年度には、予定を変更して、耐震診断が未実施だった全ての校舎、小学校で 6 校、中学校で 3 校について耐震診断を実施することになりました。この平成 19 年度の耐震診断の結果を受けて、優先順位を整理して、耐震補強設計と耐震補強工事の年次的な実施計画を策定したものが、平成 20 年 5 月の「箕面市公共施設耐震化計画」です。今後、平成 27 年度までの予定で、市立の学校施設の耐震化を図っていく計画となっています。

○委員長（小川修一君）： そのようなことで、これまでも取り組んでいますが、現時点で、箕面市の学校施設はどれだけ耐震化ができているのですか。

○学校管理課長（岩永幸博君）： 屋内運動場については、小学校 12 校、中学校 6 校、施設一体型小中一貫校のとどろみの森学園、市内合計 1

9校のうち、平成20年6月現在で、屋内運動場の耐震化ができている学校が16校です。南小学校・中小学校・豊川南小学校3校の屋内運動場の耐震化工事を今年度行いますと、市内全ての屋内運動場の耐震化が完了します。校舎については、全て耐震化ができている学校が8校、全部又は一部が耐震化できていない学校が11校ありますが、今後、平成27年までに順次、設計・工事していく予定となっています。なお、平成20年度は箕面小学校・第一中学校で工事を、西南小学校・第三中学校で耐震設計を行う予定となっています。

○委員（白石裕君）：耐震化ということがわからないのですが、震度7だったら大丈夫などだと思うのですが、不明なまま質問しますが、全国、もしくは大阪府下の耐震化の進捗状況から見て、箕面市の耐震化率は高いのですか。

○学校管理課長（岩永幸博君）：平成19年4月1日現在の統計になりますが、学校施設の耐震化率は全国平均で58.6%、大阪府下平均で55.6%、北摂7市の平均は30.2%となっています。これに比べて、箕面市の耐震化率は62.8%で、北摂7市では最も高い率となっています。なお、今年度末には箕面市の学校施設の耐震化率は74.4%となる見込みであります。

○委員（白石裕君）：最初の説明で「箕面市公共施設耐震化計画」に基づき耐震化を実施するということでしたが、「公共施設耐震化計画」とは、どのような観点で作られているものなのですか。

○学校管理課長（岩永幸博君）：当計画は、公共施設の耐震化を計画的かつ着実に実施するために策定されたもので、その考え方は、平成27年度までに、学校等の避難所となっている施設を優先して、事業費の平準化を考慮しながら、近い時期の発生が予想される上町断層帯地震の被害予測に対応して、西部地域の施設から耐震化に取り組むこととされています。

○委員（坂口一美君）：学校施設の耐震化の推進については、文部科学省から何か通知、指導等がされているのか。箕面市の対応と併せてお聞きしたいのですが。

○学校管理課長（岩永幸博君）：平成18年に国から「早急に耐震診断を完了するよう」強い指導があり、平成18年度、19年度の2カ年をかけて、先ほど申しましたとおり市内全ての学校の耐震診断を終了しています。最も新しい文部科学省からの通知では、平成20年4月10日付けで、「全ての市町村において、大規模な地震により倒壊等の危険性が高い公立小中学校施設について、原則3年間（平成20、

21、22年度)での耐震化を検討する。特別な事情がある場合でも、遅くとも5年後(平成24度末)までに全て耐震化するように。」との通知がきています。しかし、公共施設には学校以外にも重要なものが多くあるため、費用や工事期間等の問題から、全てを短期に改修することは困難なため、箕面市公共施設耐震化計画に基づき実施していくことになります。

○委員(坂口一美君) : 箕面市の耐震化は、これまで着実に進められて、今後も計画的に取り組んでいくとの説明ですが、その間に大地震が発生した場合に、学校現場では、どのような対策を講じていくのか。8年かかるというのは、結構なスパンでの改修計画になると思いますので、その間をどうするかということで教えてください。

○学校教育課長(若狭周二君) : 各学校においては、地震の危機より、まず児童の命や体の安全を守ることが大切です。そのために各学校においては、年間指導計画に基づいて地震及び火災に対する避難訓練等を実施しています。また、各校で対応マニュアルを作成して、それに沿って実施、検証しています。平成20年1月17日に東小学校で実施された避難訓練を例にとりますと、地震が発生したという前提で、通報訓練として消防へ通報します。同時に校内放送で子どもたちに地震の発生を知らせます。また、子どもたちは避難経路をすでに学んでいますので、それに従い、避難します。運動場が避難場所になっていますので、整列し、先生が人数確認をします。また、救護係の先生はサッカーゴール前に集合して、搬送係の先生は職員室に戻って、非常持ち出し品を持ち出す訓練をします。このような通報訓練、警報、避難を通じて、先生、子どもたちも災害発生時の訓練をします。また、避難する場合は、窓を閉めるとか、2列で一方通行で前の人を押さないなどの細かい点についても児童・生徒に指導しています。最後に校長先生が避難訓練の検証として講評や注意をしています。また、東小学校だけでなく、他の学校についても同様の避難訓練を実施しています。

○委員(白石裕君) : 地震や火災等の避難訓練も大切ですが、近年は、自然災害以外にも児童・生徒に危機の及ぶような思わぬ事件が学校で発生しております。例えば、学校施設へ不審者が侵入して、児童・生徒を斬りつけるなどの事件もありましたが、このような事件を想定した訓練をする必要もあるのではないかと思います。箕面市ではいかがですか

○学校教育課長(若狭周二君) : ご指摘のとおりで、昨今不審者の事件

が起こっています。箕面市内の各校では、「不審者対応マニュアル」を作成し、これに基づいて、不審者の侵入等の学校園事故に対して適切・迅速に対処できる体制の確立を図っていただいています。同時に、実効的なシュミレーション研修として、不審者が侵入したなどの訓練を行うなどし、教職員が一体となって子どもたちの安全確保に最大限努めています。同時に、子どもたち自身が適切に自分の身を守るスキルについても危機対応訓練として行っています。具体的には、教職員対象には、「不審者対応マニュアルの確認」をし、実際に対応できるようにしています。また、「各フロアでの役割分担の確認」やいざというときに非常に大切な「緊急通報装置の点検」を徹底しています。学校全体としては、「避難経路の指導・確認」あるいは、基本的な行動などの不審者対応マニュアルの周知だけでなく、すぐに実行できるように危機対応管理を各学校に努めていただいているところです。

○委員長（小川修一君）： 地震に対する対策、また、白石委員にご指摘いただいた子どもを危険な状態にするという事象が時をかまわず起こっている状況です。ですから、そのようなことも併せて、学校現場では、子どもたちを守る警鐘を間断なく、教育委員会としても鳴らしておかなければならないと思います。特に、地震の場合は、何の予知もなくおそってくるものですので、注意喚起の意味で機会あるごとに学校現場に警告していくことの必要性を痛感しました。この件については、我々自身も子どもを守る大前提にたってこれからも考慮しなければならないと思います。

○委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成20年第6回箕面市教育委員会定例会を閉会とします。

（午後3時52分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

坂口 一美